

令和7年度交流基盤を活用した宮城県産日本酒プロモーション事業業務 企画提案募集要領

本要領は令和7年度交流基盤を活用した宮城県産日本酒プロモーション事業業務（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

令和7年度交流基盤を活用した宮城県産日本酒プロモーション事業業務

2 事業目的

県産日本酒の認知向上・進出支援を図るため、日本国外最大の日本酒イベント“Sake Day”におけるプロモーション（以下「本件プロモーション」という。）を実施する

3 契約の相手方の選定

本事業は、宮城県が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、業務契約候補者とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

5 業務内容

別添「令和7年度交流基盤を活用した宮城県産日本酒プロモーション事業業務委託仕様書」のとおり

第2 応募資格

応募者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 日本国内に事業所を有する法人であること。
- 2 日本国内からアメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市に酒類を輸送できる法人であって、日本国、日本国内の自治体、またはそれらの機関もしくは所管に属する団体等の委託を受けて、本件類似事業を実施した実績を有する者。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 4 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - （1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （3）破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）

- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に関係している者でないこと。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 9 日本語での円滑なコミュニケーションが可能であること。
- 10 上記1から9を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする。その場合において、代表者は、応募時に、当該複数事業者の名称、委託内容、目的及び理由等を詳細に記述すること。ただし、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うこと。

第3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和7年6月27日（金） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年7月 2日（水）午後3時 |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和7年7月 4日（金） |
| 4 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月11日（金）午後3時 |
| 5 企画提案の選考結果の通知・公表 | 令和7年7月15日以降 |
| 6 契約締結及び業務開始 | 令和7年7月 中旬～下旬 |

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に当たって、企画提案書作成等に関する質問を下記のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

（1）受付期間

令和7年7月2日（水）午後3時まで（必着）

（2）提出方法

イ 質問書（様式第6号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

（イ）件名：【事業者名】令和7年度 Sake Day 業務に係る質問書

（ロ）電子メールアドレス：koryu@pref.miyagi.lg.jp

宮城県経済商工観光部 国際政策課交流推進班 担当：高橋、松橋

（ハ）電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに宮城県国際政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関

わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

2 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時必着）、郵送の場合には最終日必着。

(3) 提出書類

イ 参加申込書（様式第1号）

ロ 応募資格に係る宣誓書（様式第2号）

ハ 企画提案書

A4版、枚数上限5枚。表紙及び目次はページに含まない。表紙及びページ番号を付し、表紙には応募者である事業者の名称を記載すること。

ニ 事業経費積算書（様式第3号）

ホ 業務実施スケジュール表（様式第4号）

ヘ 法人の概要（既存のパンフレット等）

ト 同種・類似業務の受託実績（任意様式）

チ その他企画提案に関連する書類

(4) 提出先

宮城県経済商工観光部 国際政策課交流推進班

（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

県が設置する選定委員会において書面審査を実施し、総得点が満点の6割以上の応募者の中から最高点を付けた委員数が最も多い応募者を業務委託候補者として選定する。

なお、最高点を付けた委員数が最も多い応募者が複数いる場合は、その同数となった応募者の中で次点の評価点を付けた委員が最も多い応募者を選定し、なお同点の応募者がいる場合はその応募者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い応募者を選定する。それでもなお同点の応募者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

また、応募者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

審査終了後、全ての応募者に選定結果を通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

審査項目	審査の視点	配点
海外輸送	日本国内における受注者指定倉庫からアメリカ合衆国まで県産日本酒を適切に輸送できるか	25 点
通関等	アメリカ合衆国でアルコールを輸入する資格を有し、または資格を有する者と共同して、県産日本酒を輸入できるか	25 点
米国内輸送	アメリカ合衆国に輸入された県産日本酒をサンフランシスコ市内の発注者指定地まで適切に輸送できるか	25 点
その他	業務の実施スケジュール、人員体制は適当か	25 点
合計		100 点

第7 委託上限額

1, 618, 568 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、下記により行う。

1 受注者の決定

選考委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約を締結出来ない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- (3) 委託金の支払条件
委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 本事業により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 県は企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本事業の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また、県との間で本事業の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議するものとする。

(7) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(8) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(9) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を所管する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。